

農業水利権更新作業に伴う課題

Issues associated with Agricultural water rights renewal work

佐々木 麗奈

SASAKI Reina

1. はじめに

国土交通省制定の河川法により「治水」、「利水」、「環境」の面で河川が管理され、私たちの生活はより良いものとなっている。一方で、河川法制定以前より農業用水を利用していた農家や土地改良区に着目すると、以前までは取水量や取水時期に縛られること無く、自由に取水していた利用形態であったが、河川法の制定後は、農業水利権の申請手続きが必要となった。また、許可を得た範囲内での取水が義務付けられた。

2. 農業水利権の許可申請・更新手続きの流れ

農業用水を使用するにあたり、河川法に則った許可を得るために必要な作業は、許可申請書の作成、河川国道事務所との協議・許可の受理、水利権の更新である。申請内容を河川国道事務所へ報告・協議し、最終的に国土交通大臣もしくは都道府県知事等より許可を受ける。水利権の許可の期限は原則「許可日から10年間」とされており、10年ごとに更新の作業を行う。本論文は、農業水利権更新作業に伴う課題を整理したものである。

3. 農業水利権更新作業に伴う課題

水利権の更新には協議を伴うことから、実施設計等の業務と比較して特有の課題があると考えられる。農業水利権更新作業の担当者の立場での農業水利権更新作業に伴う課題を協議、業務、その他に分類し整理した。【表1参照】

3.1 協議上の課題 水利権を手放すことは将来的な農業の衰退を危惧するものである。そのため水利権はなるべく少なくならないよう申請書を取りまとめることが通例である。(地元の意向：水利権取水量を現状より減らしたくない。権利上：実態に沿った申請書を作成・申請。) 関係各所の意見を全て取り入れることは難しく、コンサルティング力が試される事項であり、地区の意向・実態と協議資料記載内容が相違する状況や地元・管理者との調

【表1】 農業水利権更新作業に伴う課題

協議上の課題〈地区の意向・実態と協議資料記載内容〉
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協議相手によって論点が変わる場合がある。 ➤ 河川協議では、基本的に一度提出した資料を次回協議時に訂正することができない。 ➤ 現行水利権との矛盾が生じないよう更新時に資料整理方針の再検討が必要。 ➤ 農地の拡大が無ければ、取水量の増加がほとんどの場合認められない。
業務上の課題〈業務完了後に発生する作業〉
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川協議は、申請書作成業務完了後に数か月間かけて申請者が関係機関と協議を行う。 ➤ 協議で受けた指摘に対して、申請書の修正方針の検討や作業が業務完了後に発生することが多い。業務完了後の作業となるため、作業時間の確保が難しい。
その他の課題〈次回更新担当者への引継ぎ〉
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 10年ごとに更新を行うため、都度担当者が変わる。 ➤ 前回更新時の発注側担当者の意見を直接聞くことができない。 ➤ 水利権法定化時点からの協議での指摘事項、指摘に対する修正方針を把握する必要がある。 ➤ 河川法の制定から69年が経過しており、水利権法定化時点からの記録が残っている場合が少ない。 ➤ 業務完了後に協議時の指摘事項に対する修正が必須であるため、成果品として納品されたデータから大きく変更されている。 ➤ 最終許可資料が紙媒体と併せて、オリジナルデータが整理されていることが少ない。

整、及び実態に則した協議資料の作成が協議上の課題である。**3.2 業務上の課題** 業務完了後に発生した作業に対する社内での取り扱い方法、作業依頼への対応が業務上の課題である。

3. 3その他の課題 水利権の更新は、前回からの変更点を取りまとめて申請するため、前回時点の取りまとめの方針や協議の内容が重要となる。申請書作成、協議の遂行には、正確な資料と情報収集が必要不可欠となる。農業従事者の数が減ってきている現代において、土地改良区や施設管理者も少ない人数で担っているのが現状である。水利施設や農地台帳も同様であるが、水利権関係資料の管理が煩雑になることは、後の更新作業担当者の負担につながる。次の更新担当者への確実な引継ぎをどのように行うかが課題である。

4. 農業用水利権更新作業に伴う課題に対する解決策の検討

課題の背景や要因に着目し、以下の解決策を提案する。【表2参照】

4. 1協議上の課題に対する解決策 制定から69年が経ち、水利権法定化時と比べて農業形態や農業従事者の状況が大きく変わっていることから申請書から変更若しくは変更の意向が生じ、取水量の増加を望む地区が多々ある。そのため、末端まで給水できる水管理方法（反復水・渓流水の利用量拡大、ローテーションブロックの再検討等）を調査・取りまとめ、水利権水量を無駄なく利用することで地元の意向に極力対応することを提案する。

4. 2業務上の課題に対する解決策 業務後の作業は、決算済業務のコンサル額の低下や、担当している他の業務の遅延に繋がるため、多くの時間を費やすことは推奨されることではない。しかし、実施設計業務等も同様であるが、業務のスタイルとして、完了後の対応が必要となる業務分野もある。業務成果の特徴を考慮して、完了業務のアフターフォローや補足説明資料作成の作業時間の確保について受発注者間において対応協議することを提案する。

4. 3その他の課題に対する解決策 協議対応、最終申請資料のデータ整理と取りまとめ、次回更新時の課題の整理を目的に、河川協議資料作成業務の後に、河川協議対応業務を改めて発注することを提案する。作業が煩雑となる部分の作業を業務として行うことが効率化に繋がると考える。

【表2】 農業用水利権更新作業に伴う課題と解決策

分類	課題	解決策
協議	地区の意向・実態と協議資料記載内容が相違する状況や地元・管理者との調整、及び実態に則した協議資料の作成が協議上の課題である。	取水量の増加を望む地区においては、末端まで給水できる水管理方法（反復水・渓流水の利用量拡大、ローテーションブロックの再検討等）を調査・取りまとめ、水利権水量を無駄なく利用することで地元の意向に極力対応することを提案する。
業務	業務完了後に協議を行う関係で、業務完了後に作業が発生する。社内でもどのように取り扱い、作業を進めるかが業務上の課題である。	業務成果の特徴を考慮して、完了業務のアフターフォローや補足説明資料作成の作業時間の確保について受発注者間において対応協議することを提案する。
その他	水利権関係資料の管理が煩雑になることが、後の更新作業担当者の負担につながる。次の更新担当者への引継ぎをどのように行うかが課題である。	協議対応、最終申請資料のデータ整理と取りまとめ、次回更新時の課題の整理を目的に、河川協議資料作成業務の後に、河川協議対応業務を改めて発注することを提案する。

5. まとめ

業務を行う上で担当者の立場における課題を挙げ、解決策を考察したが、農業用水利権更新には発注者、管理者、農家の方々等、関わる人それぞれにとっての課題や実情があると考えられる。河川法が制定されてから約69年が経過しているが、69年あまりの間、協議や業務の発注に関するスタイルは変化が少なく、現代の農業構造に合わせた再構築が必要であると考えられる。地区の財産である水利権を保持し活用することは、農業生産の安定維持並びに今後の農業の持続的な発展のためにも必要不可欠であると考えられる。また、農業の機械化による生産効率の向上と持続可能な農業へのため、更には農業従事者の収益アップなどに繋がることにも期待できると考えている。労働人口が減少する現代で、日本の農産業を維持、発展させるためには、更なる課題対応が必要だと考える。